

「施策」総括表

施策展開	3-(13)	駐留軍用地跡地の有効利用の推進		
施策	駐留軍用地跡地利用の促進に向けた取組	実施計画掲載頁	347頁	
対応する 主な課題	<p>○県土の枢要部分を占有している基地の存在は、総合的な交通ネットワークの構築や計画的なまちづくり、産業立地の支障となるなど、本県の振興を進める上で、大きな障害となっている。</p> <p>○また、跡地利用に際しては、良好な生活環境の確保、新たな産業の振興、交通体系の整備、自然環境の保全・再生など、沖縄振興のための貴重な空間として、都市構造の歪みを是正し、県土構造の再編も視野に入れた総合的かつ効率的な有効利用を図る必要がある。</p> <p>○平成24年4月に施行された「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に基づき、国及び関係市町村との密接な連携により、今後の跡地整備を円滑かつ確実に進めるとともに、沖縄に潜在する発展可能性を最大限に発揮できるよう有効かつ適切な利用に取り組む。</p> <p>(補足) 返還が予定されている嘉手納飛行場より南の駐留軍用地は、約9割が民有地で公有地が極端に少ない状況であり、跡地開発では必要な公共施設用地の確保の遅れが跡地開発事業の遅延に繋がることから、返還前の早い段階から公有地を確保する必要がある。</p> <p>返還が予定されている駐留軍用地跡地の利用にあたっては、各跡地の利用計画を総合的にマネジメントし、効率的に整備することが重要であり、各跡地の特性を活かしつつ、広域的な観点から役割を連携・分担した跡地利用の方向性を示し沖縄全体の発展につなげる必要がある。</p>			
関係部等	企画部、教育庁			

I 主な取組の推進状況 (Plan・Do)

(単位:千円)

平成27年度				
	主な取組	決算見込額	推進状況	活動概要
1	跡地利用を推進するための公有地の拡大 (企画部企画調整課)	1,087,479	順調	○平成27年4月に施行された改正跡地利用推進法施行令により、市町村規則等で定めることで100㎡未満の土地も買取可能となった。同制度を市町村に周知し、宜野湾市が規則改正したことにより、普天間飛行場内の100㎡未満の土地も買取可能となった。平成27年度は、上記に加え、地権者への個別相談において丁寧に説明を行うことで、普天間飛行場内の土地19,944㎡を取得した。(1)
2	基地内埋蔵文化財分布調査 (教育庁文化財課)	91,368	大幅遅れ	○普天間飛行場内への立ち入り手続きの見直しの影響により入域許可がおりず、平成27年度内の調査実施を断念したため大幅遅れとなったが、既に返還された西普天間住宅地区の確認調査や試掘調査を行った。(2)
3	普天間飛行場等の駐留軍用地の跡地利用の促進を図るための、跡地利用計画の策定に向けた調査 ・大規模駐留軍用地跡地利用推進費 ・駐留軍用地跡地利転用促進事業費 (企画部企画調整課)	48,039	順調	○跡地利用計画の策定に向け、有識者検討会議を設置し、文化財・自然環境等の文献及び現況調査を実施し、沖縄県軍用地跡地利用推進連絡協議会(副知事及び関係部局長で構成)やマトリックス組織である跡地政策調整班を活用し全庁的な取組を行い、計画内容の具体化を図った。さらに跡地利用について、わかりやすくイメージできるプロモーションビデオ(北側エリア)の制作や、跡地利用に係るホームページコンテンツの整備などにより、県民、地権者等へ情報発信を強化し、県民全体の跡地利用への機運醸成を図った。(3)

II 成果指標の達成状況 (Do)

(1) 成果指標

	成果指標名	基準値	現状値	H28目標値	改善幅	全国の現状
1	—	—	—	—	—	—
	状況説明	—				

(2) 参考データ

参考データ名	沖縄県の現状			傾向	全国の現状
普天間飛行場内の土地取得実績	31,513.14㎡ (25年)	32,175.75㎡ (26年)	19,944.00㎡ (27年)	↘	—

III 内部要因の分析 (Check)

・土地取得制度について、地権者への周知はこれまで行ってきたが、不動産取引に関わる事業者への周知が十分ではなかった。また、固定資産税の賦課期日(毎年1月1日)や土地取得までの手続きを勘案し、地権者からの買取希望の申出の受付期間を原則として10月までとしている。

・基地内文化財分布調査では、嘉手納以南の統合計画により、普天間飛行場の他「西普天間住宅地区」等、迅速な調査が必要である。しかし、基地以外の緊急の開発対応調査もあり、県及び当該市町村の埋蔵文化財専門職員数が不足しているため、返還計画に伴う文化財調査に対応できない。

・普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けては、行程計画に基づく取組を着実に推進する必要があり、計画内容の具体化を図るため、引き続き文化財や自然環境等の調査等の実施や、国、県関係部局及び宜野湾市との連携が重要となる。

IV 外部環境の分析 (Check)

・普天間飛行場内の土地の一部の返還が合意(平成27年12月)され、当該土地については、宜野湾市において市道11号線として道路事業を実施する予定があることから、市が買い取りを進めることとなる。

・基地内文化財分布調査では、近年、米軍側の立入許可の遅れに伴い、調査期間の短縮を余儀なくされ、計画通りに進められない状況である。

・平成27年9月に締結された日米地位協定に係る環境補足協定では、返還前の立入調査が可能な期間は、返還日の150労働日前を超えない範囲とされているが、自然環境調査及び埋蔵文化財調査はできるだけ早い段階から着手する必要があることなど、十分な内容とはいえない部分がある。

V 施策の推進戦略案 (Action)

・市町村と連携し、地権者に加え、関係団体を通じて不動産取引に関わる事業者に対しても、分かりやすいチラシ等により土地取得制度の周知を行う。また、宜野湾市の跡地利用計画策定に向けた支援を強化するとともに、面積用件の引き下げによる土地取得の拡大を図るため、市条例の改正を促す。(宜野湾市は市規則の改正により、申出の面積要件のみを引き下げ済み)。さらに、地権者からの申出の受付期間の延長や、受付期間以外についても柔軟に対応するなど、円滑な土地取得が実施できる体制を整える。

・基地内文化財分布調査では、調査体制強化の必要性について、文化庁の指導・協力の下、国と県が連携して、市町村に対して体制強化の指導・助言を継続して行う。また、基地を抱える市町村や関係部局と情報交換を兼ねた調整を実施する等、情報の共有及び連携強化に努める。あわせて、返還前から文化財調査に係る基地内立入許可の手続きについて沖縄防衛局と調整を行う。

・平成24年度にとりまとめた配置方針図の更新を行い、平成29年度の跡地利用計画(素案)の策定に向けて作業を進める。また、県民全体の跡地利用に係る機運醸成を図るため、跡地利用について、わかりやすくイメージできるプロモーションビデオ(南側エリア)の制作やホームページの更新等、県民、地権者等へ情報発信する。さらに、返還予定地における自然環境調査及び埋蔵文化財調査については、環境補足協定よりもさらに早い段階の着手等について、国に対して求めていく。